

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）第9条に規定された「勧誘方針」を下記の通り定め、この方針に従い投資一任契約取得のための勧誘を行ないます。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況、及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

- * 投資一任契約をお勧めするに当たり、当社はおお客様の知識、経験、財産の状況、及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、運用方針や付随するリスク、あるいは金融商品の性格や付随するリスク等の適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法、及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

- * 勧誘に当たっては、常におお客様の信頼の確保を最優先し、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹すると共に、合理的な根拠に基づき、勧誘を行うよう努めます。
- * 電話や訪問による勧誘の場合、お客様のご都合を考慮し、適正な時間帯に行います。

3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- * 当社の役職員は、お客様の信頼と期待に応えるため、常に知識、技能の習得、研鑽に努めます。
- * 当社は、金融商品取引法、及び一般社団法人日本投資顧問業協会の諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- * 当社では、不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を行います。

以 上